平成２９年（フ）第３６号
愛知県一宮市奥町字三出西41番地４　ル・ポール岩田301
債務者　安達　美穂
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第６８号
京都府城陽市寺田宮ノ谷11番地の38　京都府営住宅城南団地１棟405号、前住所京都府城陽市枇杷庄島ノ宮92番地　上田住宅30号
債務者　山谷　賢二
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４８号
和歌山県田辺市あけぼの16番32号　シャトレ武田103、住民票上の住所和歌山県田辺市あけぼの16番32号　103
債務者　戸坂　郷司
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第３号
鳥取県東伯郡北栄町亀谷414番地２　県住15号（旧住所　鳥取県東伯郡北栄町由良宿1145番地・鳥取県東伯郡北栄町妻波783番地１）
債務者　妻波　　恵
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第８号
岡山県津山市小原454番地11
債務者　畠山　　香
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２７０号
香川県高松市高松町1161番地２
債務者　三好　敏子（旧姓兒玉）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目４番６号（スカイパレス203号）
債務者　宮田　久美
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７３５号
千葉県柏市大塚町８番41号
債務者　石川摩利子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５５号
千葉県流山市向小金３丁目84番地の16　パレシオン南柏202
債務者　髙野　知浩
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３号
静岡県富士宮市小泉1531番地の１　フレグランスミヤビＢ202号、前住所静岡県富士市松岡760番地の１　コーポラス松岡302号
債務者　小林　大介
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１９号
大分市大字猪野26番地の１（県営明治住宅２Ａ４―202）
債務者　江藤ユリ子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８３６号
仙台市太白区八木山香澄町３番32号　ハイツ八木山302
債務者　成田　伸幸
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
秋田市土崎港東４丁目４番25―１号
債務者　安宅　聖子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２号
石川県羽咋郡志賀町富来領家町ロの39番地
債務者　東　みゆき
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第７号
三重県伊賀市上野忍町2422番地の10
債務者　福本　　守
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第９号
三重県名張市平尾3229番地
債務者　西田　春代
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第９９２号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド団地54棟1004号
債務者　小野寺佐智子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部